**安全･安心**

**市 政**

**くらし**

~　高度なICTの有効活用により、誰もが安心して

利便性と効率化を享受できる情報化の推進を図る　~

**亀岡市　政策企画部　情報政策課**

**2018年3月1日**

**第1.0版**

**亀岡市オープンデータ活用の推進に関するガイドライン**

**目　次**

[**第１章　オープンデータを取り組む背景** 1](#_Toc496027183)

[**第２章　オープンデータ活用の推進に関する基本的な考え方** 1](#_Toc496027184)

[１. オープンデータの活用を推進する目的 1](#_Toc496027185)

[２. オープンデータ活用の推進のための基本原則 1](#_Toc496027186)

[３. オープンデータに関する基本的ルール 2](#_Toc496027187)

[４. オープンデータ活用の推進体制 2](#_Toc496027188)

[５. オープンデータ活用の推進に関するガイドラインの見直し 2](#_Toc496027189)

[**第３章　オープンデータ活用の推進に関する取り組み** 2](#_Toc496027190)

[１. 公開ルール（ライセンスなど）の明確化 2](#_Toc496027191)

[２. オープンデータ候補リストの公開 3](#_Toc496027192)

[３. 公開にあたってのデータ利用に関する条件の明示など 3](#_Toc496027193)

[４. 周辺自治体との連携 3](#_Toc496027194)

[５. 市民等との協働によるデータ利活用の促進 3](#_Toc496027195)

[６. 職員によるオープンデータの活用 3](#_Toc496027196)

[**用語の解説** 4](#_Toc496027197)

###### 改訂履歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **版数** | **発行日** | **改訂内容** | **備考** |
| **Ver. 0.5** | 2018年2月19日 | 情報化推進委員会承認 |  |
| **Ver. 1.0** | 2018年3月1日 | 初版公開 |  |
| **Ver. 1.0** | 2021年4月1日 | 総務課→情報政策課 | 日付の変更無 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

# **オープンデータを取り組む背景**

**本市では、平成23年（2011年）1月に「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」を策定し、「水・緑・文化が織りなす　笑顔と共生のまち　かめおか　～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」を目指す都市像として市政を進めてきています。**

**本市の人口は、平成14年（2002年）に市制施行後初めて減少に転じ、平成29年（2017年）6月には、9万人を下回りました。このように、本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化が想定され、税収の確保が難しくなることから、地域サービスの提供や、安定的な行政運営に対して大きな課題を抱えています。**

**今後も安定的な行政運営を確保し、公共サービスの質を維持していくためには、ICT\*を有効活用した行政事務の効率化を図るとともに、本市が保有する公共データの活用を推進することにより、創意工夫を活かした多様な公共サービスの提供や、地域経済の活性化を促進する効果が期待できます。**

# **オープンデータ活用の推進に関する基本的な考え方**

## オープンデータの活用を推進する目的

**本市が保有する公共データをオープンデータとして公開し、データの利活用を促進することにより、新たな価値・サービスが創出されるだけでなく、「官民協働による地域課題の解決及び市民サービスの向上」「地域経済の活性化」「行政の透明性・信頼性及び高度化・効率化の向上」に寄与することで、「高度なICT\*の有効活用により、誰もが安心して利便性と効率化を享受できる情報化の推進を図る」といった、本市の情報化の基本理念を実現することを目的とします。**

## オープンデータ活用の推進のための基本原則

1. **可能な限り、本市が保有する公共データを公開します。**
2. **公開可能な公共データから速やかに着手し、実績を蓄積します。**
3. **可能な限り、機械判読可能な形式\*で公開します。**
4. **営利目的かどうかを問わず利活用を促進します。**
5. **費用対効果について十分に考慮し、効率的に取り組みを進めます。**

## オープンデータに関する基本的ルール

1. **対象とするデータ**

**本市のホームページで既に公開しているデータを優先してオープンデータ化し、これから公開していくデータについても、ニーズや労力、その他のコストを考慮したうえで順次オープンデータ化します。ただし、「個人情報・機密情報が含まれているデータ」、「第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）」、「個別法の規定により二次利用が制限されているデータ」などは対象としません。**

1. **重点的に公開するデータの分野**

**「くらし」「市政」「安全・安心」の分野ごとに、各種統計情報、業務改善や課題解決に広く活用できる情報などについては、積極的にオープンデータとして公開します。**

## オープンデータ活用の推進体制

1. **適用範囲**

**オープンデータ活用の推進体制は、本市の最高情報統括責任者（副市長）が統括する情報化推進委員会のもとに、全庁的な体制によって推進します。**

1. **組織横断的な体制**

**情報化推進委員会の下部組織である情報化推進会議により、提供ルールの検討や提供データの検討など、オープンデータ活用の推進のための具体的な取り組みを、組織横断的なアプローチにより決定します。なお、情報化推進会議には、必要に応じて、専門知識を有する者の説明又は意見を聴くことができるものとします。**

## オープンデータ活用の推進に関するガイドラインの見直し

**本ガイドラインの内容は、今後の国における検討や技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとします。**

# **オープンデータ活用の推進に関する取り組み**

## 公開ルール（ライセンスなど）の明確化

**公開するデータを市民等が、自由に加工・利用してもらうために、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス\*」を導入し、可能な限り広く二次利用を促進するものとします。**

## オープンデータ候補リストの公開

**オープンデータとして提供可能なデータのリストを公開します。なお、オープンデータ候補リストに掲載されていない情報のうち、利用者から具体的な提案などがあった場合は、その必要性などを検討したうえで、可能なものから順次オープンデータ化してくことに努めます。**

## 公開にあたってのデータ利用に関する条件の明示など

1. **データ利用における第三者の権利**

**本市が公開するデータによっては、第三者が著作権その他の権利を有している場合があり、第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真につき肖像権・パブリシティ権等）を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。**

1. **二次利用のための必要な情報及び免責事項の明示**

**データの公開にあたっては、情報の時点や作成日、作成方法など、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供するとともに、オープンデータを利用して生成された情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示するものとします。**

## 周辺自治体との連携

**周辺自治体とのオープンデータを通じた情報共有を図るとともに、先進自治体などの研究や活用事例を収集し、参考となるものは積極的に取り入れていくものとします。**

## 市民等との協働によるデータ利活用の促進

**市民等との協働によるデータ利活用の促進のため、活用促進のためのイベントや、サービスなどの創出などにより、本市のオープンデータの取り組みを積極的に周知するものとします。**

## 職員によるオープンデータの活用

**職員自らが、積極的にオープンデータを活用して、業務改善や課題解決に取り組むとともに、政策決定などにおいて、公的なデータを効果的に活用して得られた情報を根拠として、業務の高度化を推進できる職員の人材育成に取り組むものとします。**

# **用語の解説**

###### ICT*（Information and Communication Technology）*

一般的となったITの概念をさらに一歩進め、情報通信技術という意味合いから、最近では国際的にもICTの表現が多く利用されてきています。

###### オープンデータ

従来の情報公開とは異なり、公共機関が保有するデータを「機械判読に適した形式で、二次利用が可能なルールで公開されたデータ」であり、「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことをいいます。

###### 機械判読可能な形式

コンピュータプログラムが、その構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの処理を行うことができるデータ形式のことを、「機械判読可能なデータ形式」（例：CSV・XML・RDFなど）と呼びます。

###### クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されているルールであり、利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など、様々なレベルの条件を選択して表示します。代表的なライセンスの種類や利用条件などは、以下の表のとおりです。（いったん公開すると、上から下の利用条件に変更することはできない。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **イメージ** | **名称** | **利用の条件** | | |
| **出典表示** | **営利目的** | **改変** |
| by | **CC-BY** | 必　須 | 許可する | 許可する |
| by-nd | **CC-BY-ND** | 必　須 | 許可する | 許可しない |
| by-nc | **CC-BY-NC** | 必　須 | 許可しない | 許可する |
| by-nc-nd | **CC-BY-NC-ND** | 必　須 | 許可しない | 許可しない |

**代表的なクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類**

（https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja）

###### CC-BY　ライセンス

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つであり、原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができます。***本市では、可能な限り「CC-BY」により公開するものとします。***（出典を記載すれば、変更や再配付など自由に利用が可能。）

亀岡市 政策企画部 情報政策課

〒621-8501　京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL：0771-22-3131（代表）　FAX：0771-22-4911